

第 1 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成26年12月15日（月）午後2時00分

場 所 津市美杉総合文化センター 1階 会議室1

出席部会委員 25 いとう伊藤 たけのり武則・27 おおい大井 かずし一司・28 すずき鈴木 てるまさ照正・29 たぐち田口 よしのり慶則
 30 もろと諸戸 よしあき善昭・31 うえかわ上川 ひろふみ洋文・32 たなか田中 たけつぐ竹次・33 もりやま守山 たかゆき孝之
 35 いけだ池田 まさし昌司・36 いたに井谷 いさお 功・37 きしの岸野 たかお隆夫・38 なかがわ中川 かずお和雄
 39 ふじた藤田 たけし武・40 ゆうき結城 しんぞう晉三・42 かたおか片岡 まさいく眞郁・47 なかに中谷 ひでや秀也
 以上16名

欠席部会委員 26 いなば稲葉 かずひさ和久

出席部会員外委員 34 あさい浅井 きそお競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 大西担当主幹・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹
 美杉：小林担当副主幹

議事録署名者 27 おおい大井 かずし一司・37 きしの岸野 たかお隆生

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）
 報告第4号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 （農業委員会許可・所有権移転）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 （農業委員会許可・所有権移転）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 （農業委員会許可・賃貸借権）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 （農業委員会許可・使用貸借）

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、本日の議事録署名委員に27番 大井委員、37番 岸野委員、ご両人、よろしく申し上げます。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりですので、よろしく申し上げます。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきましては、事務局から一括して報告を願います。</p> <p>事務局、お願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から8で、件数は8件、合計面積は16,169㎡、その内訳は田が7,406㎡、畑が3,684㎡、その他、これは台帳地目が原野、現況地目が畑ですが、5,079㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から3で、4ページになりますが、合計で件数は3件、面積は17,774㎡で、その内訳は、田が7,432㎡、畑が10,342㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございまして、あっせんの希望はございませんでした。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1は、進入用道路用地、番号2は、一般個人住宅用地、番号3は、庭園用地、番号4は、進入用道路及び駐車場用地。</p> <p>以上、件数は4件で、合計面積は1,403㎡、この内訳は田が979㎡、畑が424㎡でございます。</p> <p>続きまして、6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 時効取得による所有権の移転についてでございます。</p> <p>番号1、権利者 _____、取得年月日 昭和36年1月25日、面積は畑で54㎡でございます。</p> <p>権利者は、20年以上にわたりこの土地を自宅への進入路として占有してきたことから、時効取得が完成しているとの判断されるものであります。</p> <p>番号2、権利者 _____、取得年月日 昭和43年4月1日、面積は畑で177㎡でございます。</p> <p>権利者は、20年以上にわたりこの土地を宅地として占有してきたことから、取得時効が完成していると判断されるものであります。</p> <p>以上、件数は2件で、合計面積は、畑で231㎡でございます。</p> <p>なお、いずれの案件も、当該土地を農地以外の目的で使用されておりますことから、農地転用許可申請を行うように指導しております。</p>

報告案件につきまして、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局

7ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1は、地区 久居、受人 _____、面積15,645.92㎡、渡人 _____、面積15,645.92㎡、申請地 久居明神町西大釜 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積2,864㎡外1筆で、合計面積3,083㎡です。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与です。

番号2は、冒頭で申しましたように取り下げになります。

番号3、地区 波瀬、受人 _____、面積4,518㎡、渡人 _____、面積895㎡、申請地 一志町波瀬上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積99㎡外1筆で、合計面積737㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものでございます。

番号4、地区 川合、受人 _____、面積220,702㎡、渡人 _____、面積1,641㎡、申請地 一志町新沢田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,436㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 高岡、受人 _____、面積124,972.61㎡、渡人 _____、面積1,862㎡、申請地 一志町高野川原田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積501㎡外3筆、合計面積1,862㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 家城、受人 _____、面積4,805㎡、渡人 _____、面積1,773㎡、申請地 白山町南家城大坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積875㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 太郎生、受人 _____、面積6,872㎡、渡人 _____、面積389㎡、申請地 美杉町太郎生広垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積338㎡外1筆、合計面積389㎡。

これにつきましては、受人は、耕作が不便で離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものでございます。

以上、件数は7件、面積は8,710㎡、その内訳は田が4,228㎡、畑が4,482㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、立ち合っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。この物件は、ちょうど_____の家から北へ約500mのところ_____のすぐ前です。別に何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。12月9日に現地調査していただきまして、説明どおり何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。この件につきまして、12月9日、委員3名と事務局2名で現地を確認いたしました。場所につきましては、一志島田線の小山のところから東へ約1.5kmのところでございます。内容については事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。この件につきましても同じ日に確認しました。事務局2名、委員3名で確認をいたしました。場所は、筆数が4筆あるんですが、場所が全部違います。

川原田は、一志出家線の岩坪というところがあるんですが、_____からずっと下りたすぐのところですけども、そこのちょっと上のほうが現地でございます。

小部所というところですが、これは高野から其倉へ行くところ_____があるんですが、これの南側の場所でございます。

また、西焼垣内につきましては、これは一志出家線の_____の北側へ約200mの場所でございます。

それと、屋敷田につきましては、高野地区の_____の東にあるところでございます。

内容につきましては事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。6番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井です。家城6番について報告をさせていただきます。去る9日の13時から、地元委員3名と事務局1名で現地の確認を行いました。場所は、_____の施設があるんですが、その真南でございまして、圃

場を整備された形状のよい田んぼでした。

それと、譲渡人と譲受人との関係につきましては親戚関係でございまして、ちょうど地続きでございまして、高齢化された_____さんの田を_____さんが引き続いて耕作されるということでございますので、何ら問題ございませんので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。7番、お願いします。

中川委員 38番 中川でございます。12月10日に地元委員と総合支所の職員と確認をしております。場所としましては、太郎生は上太郎生、中太郎生、下太郎生とあるんですけども、中太郎生地区になります。内容につきましては事務局のご説明のどおりですので、何ら問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っております。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居小野辺町小膳田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,051㎡のうち754.41㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は324.4㎡で、転用面積の43%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請者 _____外1名、申請地 久居明神町津ノ京 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積380㎡。

これにつきましては、申請地は昭和53年ごろから山林化しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 稲葉町上鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積820㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル

設置面積は351.4㎡で、転用面積の42.85%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 稲葉、申請者 _____、申請地 稲葉町中山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積578㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は314.88㎡で、転用面積の54.4%になります。

なお、当該申請地は、申請者が本年3月の農地部会で農地法第3条の許可を受けて耕作目的で取得されたものでありますが、1年足らずに転用申請されております。このため、このたびの申請に当たり、獣害や盗難の被害が多く、耕作を続けていくのが困難である旨の理由書が添付されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、合計面積は、畑で2,532.41㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

伊藤委員

25番 伊藤です。1番ですが、1月10日に現地確認に行ってみりました。場所としましては、_____があります東側で、この現地の隣は_____になります。事務局の説明どおり何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議ください。

2番ですが、2番も9日に現地確認に行ってみりました。場所としましては、_____を_____のほうへ向かって500mぐらいのところで、道路右側に_____さんがありまして、その東が現地となっております。事務局の説明どおり何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議ください。

議長

ありがとうございます。3番、お願いします。

鈴木委員

28番 鈴木です。3番と4番と説明させていただきます。

12月9日に事務局と委員で行ってまいりました。3番の_____さんの件ですけれども、場所は、_____がありまして、それからずっと北へ_____のほうへ市道を行きますと、2kmか3kmぐらい少し北側に行った東側になります。何ら問題はないかと思えます。

4番の_____さんの件ですけれども、上稲葉地区に入りまして、上稲葉の東側の大体2kmぐらい行ったところで、美里町五百野に近いところに現地はあります。詳細については事務局の説明どおりですので、何ら問題はないかと思えますので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町東羽野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積23㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接宅地と一体利用して、造園業の資材置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____外1名、申請地 戸木町濱塚 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積419㎡外5筆で、合計面積2,971㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は2,197㎡で、隣接する山林を含め、台帳面積の75.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大井、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町大仰松ノ木本 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積588㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は362.34㎡で、転用面積の61.62%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬上出 _____、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積33㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、宅地への進入用道路とするものですが、昭和57年ごろからこの目的で使用されており、受人からの始末書の提出がありますことから追認しようとするものでございます。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、受人 _____、使用借り人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町小山鳥居ノ本 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積337㎡外1筆、合計面積426㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、受人が代表取締役を務める法人が使用する資材置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川口、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口大角 _____、台帳地目・現況地目とも

畑、面積333㎡外1筆、合計面積817㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は337㎡で、転用面積の41.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 大三、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木不りた_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積297㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接雑種地を含めて、全体面積4,827㎡の太陽光発電施設用地とするものでございます。パネル設置面積は2,477.44㎡で、全体面積の51.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は7件、合計面積は5,155㎡で、その内訳は、田2,393㎡、畑2,762㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員

27番 大井です。番号1、2、続けて説明させていただきます。

番号1につきましては、12月9日に地元委員で現地確認に行きました。場所は、久居地区に_____があるんですが、その北側に旧道がありまして、そこから西へ100mぐらいの旧道沿いのところです。事務局から説明ありましたように、約200㎡の宅地になっていまして、もう既に資材が置いてあります。その一部、23㎡が畑として利用されているということで、今回の申請につきましては特に問題ないと思われまますので、よろしく申し上げます。

番号2につきましては説明いたします。これも、同じく12月9日に、午前には地元委員、午後には会長、部会長以下、本庁事務局も現地確認をしていただきました。場所は、国道165号線、久居から西へずっと上がってきますと青葉台に入っていくところがあるんですが、それを過ぎて右手に_____、それから_____が国道の北側にあります。国道165号線を挟んで、さらに旧道があります。その旧道の南側に今回の地域があります。畑は利用されていますけど、田としては、今まで見ることで、ここ2、3年はどうも耕作されていないようなところで、特に管理はされています。特に問題はないと思えますので、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。3番、お願いします。

上川委員

31番 上川です。3番、4番について説明させていただきます。

3番は、_____さんがこの土地を買われたわけですがけれども、面積が小さく形状も悪い、耕作困難ということで太陽光発電用地にされます。

それから4番については、先ほども説明ありました。昭和57年から進入用道路として使っていたのを今回申請するという事です。

2件とも何ら問題ないと思えますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。5番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。この案件につきましても、12月9日に事務局2名、委員2名で確認をいたしました。場所につきましては、一志島田線の小山地区にあります_____というところがあるんですが、その北側のところでございます。内容については事務局の説明どおりですので、ひとつよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。6番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。9日に総合支所3名と委員3名で現地確認をいたしました。場所については、白山中学校から東へ200mぐらいのところの_____があります畑でございます。_____のところの農業倉庫を建てたちょっと前ということです。事務局の説明どおり、何ら問題がないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。7番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。場所は、_____の西に当たります。隣の雑種地とよく変わらないくらい竹も生えておりまして、太陽光発電をやるということで、事務局の説明どおり、何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号、地区 栗葉、借り人 _____株式会社 代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 森町池田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,522㎡のうち680㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と10年間の賃貸借契約をし、隣接

雑種地と一体利用して、従業員用の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川合、借り人 株式会社_____、代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 一志町八太畑ヶ田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,496㎡のうち499㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約をし、10台分の駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は、田で1,130㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。この件も、12月9日に委員と事務局で現地確認に行つてまいりました。場所は、国道165号線から農免道路をずっと入ってもらいまして最初の信号になるわけですけれども、それを北へそのまま榊原のほうへ行きますと500mぐらいで_____になるわけですけれども、その手前の信号を右へ入ってもらいまして、ちょうど800mか1kmぐらいになると思います。_____という会社の事務所の裏の土地になります。事務局の説明どおりですので問題はないかと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。この件につきましても、12月9日、委員2名と事務局2名で現地を確認いたしました。場所につきましては、一志嬉野線の_____の東側のところでございます。内容については事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よつて、議案第4号については許可することと決定したいと思ひます。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明お願ひしま

す。

事務局

11ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 栗葉、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 庄田町貝下_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積250㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の使用貸借契約をし、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 波瀬、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一志町波瀬上出_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積919㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約をし、一般個人住宅及び工場用地とするものですが、昭和29年には住宅を、また平成12年には板金工場を建築しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は、畑で1,169㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員

28番 鈴木です。12月9日に現地確認へ行ってまいりました。場所は、国道165号線、そこに交番があるわけですがけれども、交番から5～600mほど西側へ行きますと、左折してその道を真っすぐ行くと美杉町の雲出川を渡って其倉に行く道路があります。それを2kmぐらい行くとちょうど貝下という集落になるわけですがけれども、場所はそこで_____さんと_____さんは親子関係ですので、何ら問題はないかと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。2番、お願いします。

上川委員

31番 上川です。2番は、親から子供さんが土地を借りてまして、そこに工場が建っているということで、今、始末書も出ておりますので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお聞きをしたいんですが、よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号につい

て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 久居、願出者 _____、申請地 戸木町上野____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積388㎡外1筆で、合計面積400㎡です。

これにつきましては、平成4年10月22日に国土地理院が撮影した航空写真により、このときには既に、申請地には建物が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用途に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上件数はこの1件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

大井委員 27番、大井です。この件も12月9日に現地確認しました。場所は、_____の北側と旧道の間にあるお家で、知っている限りではもう_____の出来る以前30年ぐらい前からここにちょうど畑の真ん中に家を建てて住んでおられます。あと詳細は事務局の説明どおりで、特に問題ないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することと決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。

表紙の次になります。農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。

各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で73,741㎡、畑の賃貸借、使用貸借で9,453㎡、契約件数は44件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で91,761㎡、契約件数は91件でございます。

白山地区につきましては、集積はございませんでした。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3,803㎡、契約件数は2件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて169,305㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて9,453㎡、合計契約件数は137件、合計面積は178,758㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区が11件、一志地区が43件、美杉地区が1件、合計で55件、合計面積は108,858㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、皆様方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございます。

午後 2 時 4 5 分

上記は、第 1 2 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____